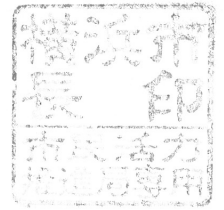


特定非営利活動法人 四季の森里山研究会  
理事長 武本 弘次 様

横浜市長 中田 宏



横浜市市民活動推進ファンド  
登録団体助成金交付決定通知書

平成 21 年 2 月 23 日に申請のありました、平成 21 年度第 1 回横浜市市民活動推進ファンド登録団体助成金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

助成金交付決定額      50,000 円

<交付を決定した理由>

横浜市市民活動推進ファンド審査委員会で審査の結果、本助成制度の趣旨に合致していますので、横浜市市民活動推進ファンド登録団体助成金を交付することを決定します。

なお、同審査委員会より、「公益性の高い活動をぜひ続けていただきたいので、協働の相手方である学校にも適切な負担をもとめるなど、持続可能かつ発展的な事業展開を期待します。」との意見がありましたので、御留意ください。

<留意事項>

- 1 この助成金は、申請以外の目的での使用又は流用はできません。
- 2 助成金交付の対象である経費の執行後 30 日以内に、以下の書類を市長に提出してください。
  - (1) 横浜市市民活動推進ファンド登録団体助成金報告書（第 9 号様式）
  - (2) 事業報告書（第 10 号様式）
  - (3) 事業収支決算書（第 11 号様式）
  - (4) 領収書等経費の支出を証する書類又はその写し
  - (5) その他事業に関する資料
- 3 横浜市市民活動推進ファンド登録団体助成金交付要綱、その他法令に違反したときは、この助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- 4 精算額が交付額を下回るときは、その残額を返還してください。
- 5 必要に応じて報告を求め、又は調査することができるものとします。
- 6 第 1 号様式から第 4 号様式、第 9 号様式から第 11 号様式及びこれらに類する書類又はその写しを、横浜市市民活動推進条例に基づき、一般の閲覧に供することとします。閲覧期間は、団体登録の期間内または助成金を交付した日から 2 年間のいずれか遅い方とします。
- 7 標記の内容に不服のある場合には、通知日より 30 日以内に申請を取り下げることができます。

担当：市民活力推進局協働推進課

奥村

TEL.045-671-3625

FAX.045-664-0734